

令和3年4月更新

サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書の作成について

<サービス付き高齢者向け住宅制度専用ホームページ>

サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請書は、専用ホームページ『サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム』にて作成してください。[\(http://www.satsuki-jutaku.jp/\)](http://www.satsuki-jutaku.jp/)

同情報提供システムには、申請書作成の他にも添付書類、関係法令、パンフレット、全国の登録住宅の閲覧やQ&Aなど様々な情報があります。

<登録を行う時期>

サービス付き高齢者向け住宅事業の登録は、当該事業を行う者が確実に住宅を整備して事業が開始されることが重要であることから、原則として建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の確認済証の交付後とします。「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行について」(平成23年10月7日付け老発1007第1号、国住心第37号)参照)

<登録申請書の提出部数>

提出部数は、正本1部、副本2部(正本の写しで可)の合計3部です。登録になった際は副本1部を返却します。添付書類も同様に3部提出が必要です。

提出する申請書は、情報登録システムから申請情報確定後に印刷して提出してください。(申請書下段に、申請ID、情報確定日(年月日・時刻)が印刷されていることをご確認ください。

提出は、郵送でも構いません。

情報提供システムの操作方法等については、マニュアルをご覧ください。

<登録申請書に添付する書類>

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第7条第1項第1号から第6号で定める書類

- ① 縮尺、方位、サービス付き高齢者向け住宅の間取り、各室の用途及び設備の概要を表示した各階平面図
- ② サービス付き高齢者向け住宅の加齢対応構造等を表示した書類(専用ホームページ参照)
- ③ 入居契約に係る約款(専用ホームページ参照)
- ④ サービス付き高齢者向け住宅の管理又は高齢者生活支援サービスの提供を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、委託契約に係る書類
- ⑤ 法第7条第1項第8号に掲げる基準に適合することを証する書類

- ⑥ 登録を受けようとする者（法人である場合においては当該法人、その役員及び使用人（令第2条に規定する使用人をいう。以下この号において同じ。）、個人である場合においてはその者及び使用人）及び法定代理人が法第8条第1項各号に掲げる欠格要件に該当しない者であることを確認する書面（暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報：市のホームページ参照）
- ⑦ その他市長が必要と認める書類
- ・有料老人ホームに該当する場合には、「八戸市有料老人ホーム設置運営指導指針」に定める「重要事項説明書」

※ 法：高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）

※ 令：高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成13年政令第250号）

※規則：国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号）

<サービス付き高齢者向け住宅登録窓口>

八戸市 建設部 建築住宅課 住宅グループ

電話：0178-43-2111（内線4560）

FAX：0178-44-3220

E-mail：kenchiku@city.hachinohe.aomori.jp

〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号